

令和7年8月26日

課 名：建築都市部建築指導課
内 線：4678
担 当：衣川、河原畑

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：
田川郡大任町大字大行事2113-2
(株)ユウセイ
- 指名停止の期間：
令和7年8月26日 ～ 令和7年10月25日(2ヵ月間)
- 事実概要：
(株)ユウセイの代表取締役が、令和7年3月に行われた福岡県大任町長選挙において、支援する候補者に投票した知人に対し、見返りに現金を渡したとして、7月9日に福岡簡易裁判所へ略式起訴され、同日、罰金50万円の略式命令が確定した。
- 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第13号に該当することから、指名停止2ヶ月間とする。

【指名停止措置要綱 別表その2第13号】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、建設業者である個人又は建設業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の規定による罰金刑を宣告され、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内